葛城市指定給水装置工事事業者 各位

葛城市上下水道事業管理者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　葛城市長

水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について（通知）

日頃より、葛城市の水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、2019（令和元）年10 月1 日より指定の更新制が導入されます。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から５年間となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。

初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間をご確認の上、期間内での手続きをお願い致します。

１ 有効期間及び更新の受付期間

※ **初回の更新手続きについては、水道局より事前にダイレクトメールにて通知します。**

|  |  |
| --- | --- |
| 葛城市より指定を受けた日 | 初回更新までの指定の有効期間 |
| 平成10 年4 月1 日 ～ 平成11 年3 月31 日 | 2020（令和2）年9 月29 日までの１年間 |
| 平成11 年4 月1 日 ～ 平成15 年3 月31 日 | 2021（令和3）年9 月29 日までの２年間 |
| 平成15 年4 月1 日 ～ 平成19 年3 月31 日 | 2022（令和4）年9 月29 日までの３年間 |
| 平成19 年4 月1 日 ～ 平成25 年3 月31 日 | 2023（令和5）年9 月29 日までの４年間 |
| 平成25 年4 月1 日 ～ 令和元 年9 月30 日 | 2024（令和6）年9 月29 日までの５年間 |

２ 申請時に必要な提出書類及び持参するもの（水道法第25 条の2 を準用）

（1）様式第１（新規指定時の申請書と同様）

（2）様式第２（欠格要件に該当しないことの誓約書）

（3）機械器具調書

（4）定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）

（5）給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の原本もしくは写し）

（6）指定給水装置工事事業者　指定更新時確認事項

（以上の書式は、葛城市HP ＞ くらし/手続き ＞ 水道　よりダウンロードできます。）

３ 葛城市が確認する項目（給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について）

【確認する内容】※提出書類の(6)

① 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績

② 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）

③ 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況

④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

４ 更新に係る事務手続き手数料　５，０００円（葛城市水道事業給水条例第29条による）

５ 更新制度に関するお問い合わせ先　　葛城市上下水道部 水道課 　 電話 0745-48-4707